白河市ひと・まち・みらい創造ステーション「しらふる」
スマートロック整備業務委託　プロポーザル実施要領

１．業務目的

この要領は、白河市ひと・まち・みらい創造ステーション「しらふる」に係るスマートロック整備業務委託の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

２．業務委託の概要

（１）業　務　名　　白河市ひと・まち・みらい創造ステーション「しらふる」スマートロック整備業務委託
（２）業 務 内 容　　仕様書（案）（別紙１）のとおり
（３）業 務 期 間　　契約締結日から令和９年３月２６日まで
（４）提案限度額　　１１，０１１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
（４）福島県内に本社、本店、支店、営業所または活動拠点を置いている者であること。
（５）過去５年以内（令和３年１１月以降）に、国または地方公共団体に対するスマートロックや ICT 関連設備機器の導入または整備業務の実績があること。

４．参加意向表明書の提出

本案件に参加を希望する者は、参加意向表明書（様式１）を次のとおり提出すること。なお、現場説明会は実施しない。

（１）提出期限　　令和８年１１月３０日（月）午後５時１５分まで
（２）提出方法　　持参、郵送（必着）、ＦＡＸ又は電子メールによる。
（３）提 出 先　　白河市 市長公室 地域拠点整備室
〒961-8602　福島県白河市八幡小路 7 番地 1
℡ 0248-22-1111（内線 2336）／FAX 0248-27-2577
E-Mail k-chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp

５．質疑受付及び回答

本案件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式２）を次のとおり提出すること。

（１）提出期限　　令和８年１１月３０日（月）午後５時１５分まで

（２）提出方法　　持参、郵送（必着）、ＦＡＸ又は電子メールによる。

（３）提 出 先　　白河市 市長公室 地域拠点整備室

（４）回答方法　　提出された質問は、参加意向表明者全員に電子メールで一括回答する。

※回答予定日：令和８年１２月４日（金）

６．企画提案書等の提出

本案件に参加意向表明を行った者は、仕様書（別紙１）に基づく企画提案書等を次のとおり提出すること。

（１）提出期限　　令和８年１２月１１日（金）午後５時１５分まで

（２）提出書類　　企画提案書等提出書類一覧（別紙２）のとおり

（３）提出部数　　各１０部（正本１部、写し９部）

（４）提出方法　　持参又は郵送（必着）による。

（５）提 出 先　　白河市 市長公室 地域拠点整備室

７．審査方法

白河市ひと・まち・みらい創造ステーション「しらふる」スマートロック整備業務委託に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、企画提案書の評価及び契約予定者の決定のため、選考委員５名がそれぞれ審査基準（別紙３）に基づき審査を行う。

（１）一次審査（書類審査）

①日時　　令和８年１２月１６日（水）予定

②内容　　審査基準（別紙３）に基づき、企画提案書等の書類審査を行う。

※選考結果は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）全てに文書で通知する。

（２）二次審査（一次審査通過者によるプレゼンテーション・ヒアリング選考）

①日時　　令和８年１２月２２日（火）または２３日（水）予定

※正式な日時及び場所等は、二次審査対象者に対し別途通知する。

②内容　　審査基準（別紙３）に基づき審査を行い、各委員の一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を契約予定者として決定する。なお、選考委員による総合得点の平均評価点が１２０点以上であることを最低基準とする。

※点数の同じ者がある場合は、選考委員会の協議により決定する。

※契約予定者である提案者が何らかの事由により契約締結をできない場合には、その次に評価点の合計が高い提案者を契約予定者とする。

※提案者が１者のみの場合であっても評価を行い、評価の結果において最

低基準点を満たすときは当該提案者を契約予定者として決定する。

〔 プレゼンテーション・ヒアリングの概要 〕

時間	３０分以内
内容	①提出した企画提案書について内容説明（２０分以内） ※追加資料等の持ち込みは禁止する。 ②提出書類の内容に関する質疑応答（約１０分）
出席者	３名以内 （本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。）
使用機器等	ＰＣ、プロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局へ報告すること。なお、プロジェクター、スクリーン及び電源は市で準備する。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した者は、辞退したものとみなす。

８．審査結果

（１）令和８年１２月末頃、提案者全てに文書にて結果を通知する。ただし、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

（２）審査の結果は、白河市ホームページに公表する。なお、公表する内容は、契約予定者の名称、提案者の評価点及び順位とする。

９．提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

（１）提出書類に虚偽の記載がある場合

（２）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

（３）その他、選考委員会が不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

１０．参加の辞退

プレゼンテーション・ヒアリング審査実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により、辞退届（様式３）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

１１．契約の締結

契約予定者から提示された見積金額及び企画提案の内容を基本とし、市と協議の上、随意契約を行う。

１２．留意事項

（１）プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

（２）提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
（３）提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
（４）白河市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
（５）提出書類は返却しない。
（６）提出書類に記載された個人情報は、本案件に関する事務に限り使用する。
（７）本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

１３．事務局

本案件に関する問い合わせ先及び書類の提出先は次のとおり。

白河市 市長公室 地域拠点整備室
〒961-8602　福島県白河市八幡小路７番地１
℡ 0248-22-1111（内線 2336）／FAX 0248-27-2577
E-Mail k-chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp

白河市ひと・まち・みらい創造ステーション「しらふる」
スマートロック整備業務委託業務委託　受託者選定フロー
（公募によるプロポーザル方式）

市ホームページへの掲載により公募を開始
令和８年１１月２０日（金）

↓

参加意向表明書の提出
期限：令和８年１１月３０日（月）

↓

質疑の受付
期限：令和８年１１月３０日（月）
質問回答日：令和８年１２月４日（金）

↓

企画提案書等の提出
期限：令和８年１２月１１日（金）

↓

一次審査（書類審査）の実施
令和８年１２月１６日（水）予定

↓

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施
令和８年１２月２２日（火）、２３日（水）予定
正式な日時・場所は別途通知する。

↓

選考委員会により契約予定者を選定
令和８年１２月下旬予定（※審査後、速やかに）

↓

契約予定者と契約締結
令和８年１２月末予定